

一般社団法人 日本遊技産業経営者同友会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人(以下「本会」という。)は、一般社団法人日本遊技産業経営者同友会と称する。
英文名は、Japan Association of Pachinko Industry Executives(JAPIE)とし、略称を同友会とする。

(事務所の所在地等)

第2条 本会の主たる事務所は、東京都台東区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、ぱちんこホール経営者及び遊技関連企業経営者の親睦と啓発を図り、併せて遊技産業の近代化、合理化及び健全化に資するための調査及び研究を行うとともに、大衆消費者の豊かな余暇生活の実現と社会貢献に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- ① 社員である、ぱちんこホール経営者相互の親睦と啓発を図るためネットワークの効率的運営を図る。
- ② ぱちんこホール経営の安定化及び企業経営の質的向上を目指す。
- ③ ぱちんこホール営業強化のための方法研究と情報交換を活発に行う。
- ④ 消費者ニーズ、市場動向及び経済経営全般に関する資料を収集する。
- ⑤ 遊技産業の発展方向に関する政策を研究し提言する。
- ⑥ 遊技産業の健全化、近代化、合理化に資する諸施策を実践する。
- ⑦ 遊技業界の改革推進を図り、業界団体の協力関係強化に努める。
- ⑧ 遊技産業の社会的地位向上と経営環境の改善を図り、社会への発信を継続して行う。
- ⑨ 社会貢献活動を積極的に展開する。

2 本会は、前項各号に掲げる業務と関連して、次の各号に掲げる事項を執行する。

- ① ホール経営者懇談会等の各種会議の開催
- ② 研究発表会、セミナー、講習会、展示会等の各種勉強会、催事の開催
- ③ ニュース季刊、メールマガジン、速報、研究特集等の刊行物を発行
- ④ 各種認定制度の設立と推進
- ⑤ 各種営業データの集計、公表
- ⑥ その他、前項各号に関連する事項

(基金の総額)

第5条 本会の基金(代替基金を含む。)の総額は、金300万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

2 基金の返還に係る債権には、利息を付さない。

3 基金の返還に係る債権は、譲渡又は質入れすることはできない。

4 基金の返還に係る債権の債権者には、破産、再生手続、会社更生その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金の返還は、定時社員総会の決議を経た後、当該社員総会の日から6か月以内の理事会の決定する日に、拠出者に返還する。

(公告の方法)

第8条 本会の公告は、主たる事務所の掲示板に掲示するほか、必要により本会のホームページに掲載する。

第2章 社 員

(社員資格)

第9条 本会の目的に賛同するぱちんこホールを営む法人であって、第10条の規定に基づき入社の申込みをし、理事会の承認を得たものは本会の社員となる。

(入社)

第10条 本会へ入社を申し込もうとするときは、所定の書式による入社申込書を、社員2名の推薦書を添付し、事務局に提出するものとする。

2 社員の入社については、理事会の承認を得なければならない。

(社員代表者)

第11条 入社 of 申込みにあたっては、社員となるものを代表して、本会に対する権利を行使する1名(以下「社員代表者」という。)を定めなければならない。ただし、社員代表者は、社員となるものの役員でなければならない。

2 前項の社員代表者が社員の役員でなくなった場合には、当然に社員代表者の資格を失う。ただし、資格喪失後も、後任の社員代表者が定まるまで本会に対する権利を行使する。

3 社員は、その社員代表者が資格を失ったときは、直ちに後任の社員代表者を定めて本会に届けなければならない。社員がその社員代表者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

第12条 社員は、本会を運営するために必要な経費(以下「会費等」という。)を、社員総会の定めるところにより、支払わなければならない。

(退社)

第13条 社員は、本会を退社しようとするときは、3か月前までに、所定の書式による退社届を提出しなければならない。

2 社員は、退社のときまで、本会を運営するために必要な会費等の支払義務を負う。

- 3 第1項の場合のほか、社員は次の各号に該当する事由によって退社する。
- (1) 破産、民事再生及び会社更生の各手続開始の申立てをなし、または同手続開始の申立てがなされたとき
 - (2) 総社員の同意
 - (3) 解散
 - (4) 除名

(除名)

第14条 社員が次の各号に該当するときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成を得た社員総会の決議により、除名することができる。

- (1) 本会の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為をしたとき
 - (2) 本会の定款又は社員総会の決議に違反する行為をしたとき
 - (3) 第12条に定める会費等の支払いを6か月以上遅滞し、本会の催告にもかかわらず支払わないとき
- 2 前項の規定により、社員を除名する場合には、当該社員に対し、あらかじめその旨及びその理由を通知し、かつ当該社員総会において弁明の機会を与える。

(社員資格の喪失)

第15条 社員が前2条の規定により、その資格を喪失したときは、その時点で本会对する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れない。

(休会)

第16条 社員は、経営事情等の事由により、当該年度末までを限度に、休会を申請することができる。休会期間の会費は免除される。但し、社員資格維持のための情報通信等事務手数料として基本会費年額の12分の1を徴収するものとする。

- 2 休会申請は理事会承認をもって成立し、休会期間は社業に専念することの誓約を前提とする。
- 3 休会期間の更新は1回に限り、再審査を経て成立するものとする。
- 4 社員の報告をもって、休会は解除される。

第3章 会 員

(賛助会員)

第17条 本会の目的に賛同し、本会の業務に協力しようとするものは、理事会の承認を経て、賛助会員となる。

- 2 賛助会員で特別協力しようとするものは、「特別賛助会員」として処遇し、協力内容については理事会と当該賛助会員との間で取り決める。

(準用規定)

第18条 第9条ないし第16条の規定は、賛助会員についてこれを準用する。

- 2 前項において「社員」は「賛助会員」、「入社」は「入会」、「退社」は「退会」と読み替えた上で適用する。但し、「総社員」「社員総会」はそれぞれ読み替えをしない。

(学生会員、購読会員)

- 第19条 将来のホール経営者はじめ人材育成及び遊技産業の理解、協力の幅広い基盤を築き上げる見地から、登録制で各種資料を購読する会員を奨励する。
- 2 学生会員、購読会員は、各種イベント、アンケート等への参加義務を負う。
 - 3 各大学、各企業等との連携を構築する。
 - 4 学生会員、購読会員に係るガイドラインを設ける。

第4章 社員総会

(社員総会)

- 第20条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。
- 2 社員総会は、毎年5月に定時社員総会を開催し、必要に応じ臨時社員総会を開催する。
 - 3 社員総会の招集は理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
 - 4 社員総会を招集するときは、当該社員総会の日から1週間前までに、各社員に対して、開催日時、場所並びに目的たる事項及びその内容を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知を発する。

(議長)

- 第21条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。
- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

- 第22条 社員は、各1個の議決権を有する。
- 2 賛助会員、学生会員及び購読会員(以下、まとめて「賛助会員等」という。)は、議決権を有しない。

(決議の方法)

- 第23条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席(委任状による出席を含む。)し、出席した社員の議決権の過半数で決する。

(議事録)

- 第24条 社員総会の議事については、その経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項を記載した議事録を作成する。

第5章 役員等

(役員)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- ① 理事 25名以内
- ② 監事 2名

(役付理事)

第26条 本会は、理事の互選により、理事の中から次の役職を選定することができる。

- ① 代表理事 1名
- ② 副代表理事 若干名
- ③ 専務理事 1名
- ④ 委員長 設置委員会数

(相談役・アドバイザー)

第27条 本会に、相談役ならびにアドバイザーを置くことができる。

- 2 相談役は、同友会活動において顕著なる業績を認められた会員の中から、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、学識経験者及び理事経験者の中から、理事会の議決を経て、代表理事が運営・法律・経営・税務・環境等各分野アドバイザーに委嘱する。
- 4 相談役ならびにアドバイザーは、代表理事の諮問に答え、または会議に出席して意見を述べることができる。

(選任)

第28条 理事及び監事は、社員総会において選任する。役員を選定に関わる規定は別途設ける。

- 2 代表理事は、理事の互選により選定する。
- 3 副代表理事及び専務理事は、代表理事の指名により理事会の決議を経て選定する。
- 4 代表理事、副代表理事及び専務理事は、理事でなくなったときは、その地位を失う。
- 5 監事のうち1名は、監査法人に委嘱することができる。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 委員長は、代表理事の推薦に基づき、理事会の決議により選任する。

(職務)

第29条 代表理事は、本会を代表し、本会の業務を掌理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐して、本会の業務を処理し、代表理事及び副代表理事に事故あるとき又は代表理事及び副代表理事のいずれもが欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、本会の業務執行の決定に参画する。
- 5 監事は、会計監査及び業務監査など法令で定める職務を執行する他、理事会に出席し、

その職務に関して意見を述べることができる。

- 6 委員長は本会の目的を達成すべく議題を理事会に上程し、決定、実行した事案について進捗状況を理事会に報告する。
- 7 理事の職務において、当該社員の休会申請と同時に資格停止されるものとし、又、休会解除の報告をもって理事会承認のもと復職できるものとする。

(任期)

- 第30条 理事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。
 - 3 補欠として又は増員により選任された理事の任期は、退任した理事又は他の現任理事の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。
 - 5 代表理事の再任は4期8年までとする。ただし、その他の役員・役職は、再任を妨げない。

(解任)

- 第31条 理事又は監事について次に掲げる事由があるときは、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成を得た社員総会の決議により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪え得ないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務に違反する等理事又は監事としてふさわしくない行為をしたとき

(報酬等)

- 第32条 理事及び監事の報酬は、無しとする。但し、専務理事、監査法人からの監事などの報酬は、社員総会の決議によって定める。
- 2 費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

第6章 理事会

(開催)

- 第33条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。
- 2 定時理事会は、原則として毎月1回開催する。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時理事会を開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めるとき
 - (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した文書をもって代表理事に対して請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号の規定により請求があったときは、請求のあった日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、当該理事会の日から1週間前までに、各理事及び各監事に対して、開催日時、場所並びに目的たる事項及びその内容を記載した書面及び電磁的方法をもって、通知を発する。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の2分の1以上の出席（委任状による出席を含む。）がなければ開会することができない。

(決議の方法)

第37条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第38条 やむを得ない事由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事に表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 決議事項
 - (5) 議事の経過の要領及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した理事の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 支部・委員会

(支部)

第40条 本会は理事会の承認を経て、地区及び都道府県を単位として支部を置くことができる。

- 2 社員及び賛助会員等は本社が所在する当該支部への加入を基本とし、必要に応じ店舗及び営業所が所在する支部においての参加、活動も許容するものとする。
- 3 支部に支部長及び副支部長を置く。
- 4 支部長及び副支部長は、支部総会による指名及び理事会による承認を経て、代表理事が委嘱する。
- 5 支部長及び副支部長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 支部長は、地域内での社員及び賛助会員等の営業に係る問題点、課題及び解決方法を探り、社員及び賛助会員等相互の連絡、交流並びに関係機関及び団体との連絡協議を努める。
- 7 副支部長は、支部長を補佐する。

(委員会)

- 第41条 本会は、本会業務を円滑に遂行するため、各分野を専門的に担当する委員会を構成する。委員会設置は中期及び単年度事業計画により増減される。
- 2 理事は、いずれかの委員会に所属するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

- 第42条 本会に、事務局を置く。
- 2 事務局に、本会の業務を処理するため、所要の職員を置く。
 - 3 職員は、理事会の決議を経て、代表理事が任免する。
 - 4 前2項に定めるほか、事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、代表理事が定める。

第9章 計算等

(事業年度)

- 第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(事業計画)

- 第44条 代表理事は、毎事業年度開始前に、事業計画書及びこれに伴う収支予算書を作成し、理事会の決議を得なければならない。事業計画書または収支予算書を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 事業計画書及び収支予算書は社員総会の承認を得なければならない。

(計算書類等)

- 第45条 本会は、毎事業年度終了後3か月以内に、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び剰余金の処分又は損失の処理に関する議案並びに附属明細書を作成する。
- 2 代表理事は、前項の書類を監事の監査を経て、定時社員総会に提出し、事業報告書についてはその内容を報告し、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失

の処理に関する議案については、社員総会の承認を受けなければならない。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款の変更は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有するものの賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

第11章 解散

(解散)

第47条 本会の解散は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決権を有する者の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が解散時に有する残余財産の帰属は、社員総会の決議により定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第49条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成19年3月31日までとする。

(規定外事項)

第50条 この定款に規定のない事項は、一般社団・財団法人法その他の法令による。

この定款は平成18年7月19日より施行する。

この定款は平成19年5月16日より一部変更し施行する。

この定款は平成20年5月21日より一部変更し施行する。

この定款は平成21年5月20日より一部変更し施行する。

この定款は平成22年5月19日より一部変更し施行する。

この定款は平成27年5月13日より一部変更し施行する。